

※専攻科就学支援金認定番号

— — —

令和 8 年 月 日

北海道教育庁空知教育局長 様

北海道公立高校生等奨学給付金（専攻科）受給申請書

北海道公立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の受給を申請します。

【1. 申請者について】

ふりがな		申請者の電話番号
申請者氏名		
申請者住所	〒 —	
生徒との関係	父母 ・ 主たる生計維持者 ・ 本人 ・ その他（ ）	

【2. 対象となる生徒について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
氏 名						
基 準 日 す 現 在 学 に 校	学 校 名	北海道美唄聖華高等学校				
		国 立 ・ 公立 学校 第 学年（年次）				
		学校の種類・課程・学科：高等学校専攻科				
	学校の所在地	北海 道 美唄 市 東6条北2丁目1－1				
	専攻科在学期間	令和 年 月 日 ～ 現在 （ 年 月 日 ）				
	奨学給付金 受給回数	回 （昨年度までに専攻科で奨学給付金を受給した回数）				
過 去 の 高 等 学 校 等 専 攻 科 に お け る 在 学 期 間	学校名	立	～	年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
						なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □
	学校名	立	～	年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
						なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □

【3. 同意事項について】

申請書の提出に当たり、次の事項について同意します。（次の内容を確認の上、□全てにレ印を付けてください。）

- ☐ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、北海道の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は北海道以外の都府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ 高等学校等就学支援金及び専攻科就学支援金の受給資格の認定の状況及び申請者の属する世帯の状況、生活保護の受給状況、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の課税状況、その他北海道教育委員会教育長及び教育局長が必要と認める事項について、関係機関（行政機関及び高等学校等）へ照会等の調査を行うことに同意します。
- ☐ 生計維持者又は生徒が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する次の給付金は給付されていません。

(1) 高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業

(2) 北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度

- ☐ この申請の対象となる生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。））の支弁対象ではありません。

【4. 生計維持者の収入等の状況について】

生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計等が以下の基準を満たす世帯の方

- (1) 【世帯区分1】非課税である世帯
 (2) 【世帯区分2】105,500円未満である世帯（世帯区分1を除く）
 (3) 【世帯区分3】264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（世帯区分1及び2を除く）

① 次の内容を確認の上、ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。

ア 次の者の課税証明書等を提出します。

【世帯区分2、3】の課税証明書等は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できるもの、さらに【世帯区分3】の場合は、市町村民税における扶養親族が確認できる課税証明書等に扶養親族申告書（様式第5号）を添付したものを提出します。

①	☐	父母2名分 ・父母が2名存在する場合
②	☐	父母1名分 ・離婚、死別等により父母が1名の場合。 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は③又は④のいずれかの□にレ印を付けてください。
③	☐	主たる生計維持者1名分 ・父母が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
④	☐	生徒本人 ・父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

イ 次の理由により課税証明書等を提出しません。

☐	専攻科支援金の申請・届出の際、既に生計維持者の課税証明書等（【世帯区分2、3】の課税証明書等は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できるもの、さらに【世帯区分3】の場合は、市町村民税における扶養親族が確認できる課税証明書等）を北海道教育委員会に提出しているため、提出を省略します。 ※ただし、専攻科支援金の申請・届出の際、生計維持者全員の課税証明書等を提出していない場合（控除対象配偶者の課税証明書等の提出を省略した場合等）は、奨学給付金では省略できませんので提出してください。 また、【世帯区分3】に該当する場合は、扶養親族申告書（様式第5号）の提出が必要です。	控除対象配偶者 課税証明書等提出	☐	省略課税証明書 担当者確認 欄※都道府県担当 職員記入欄	確認 済	(印)

② 次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--------------------------	--

※学校等受付日

年 月 日

【5高等学校等専攻科修学支援金支給決定通知の添付について】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

☐ 高等学校等専攻科修学支援金支給決定通知書を添付します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

- ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

【6生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

① ☐ 日本国② ☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③ ☐ 特別永住者④ ☐ 永住者⑤ ☐ 日本人の配偶者等 在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日⑥ ☐ 永住者の配偶者等⑦ ☐ 定住者 在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日日本国に永住する意思の有無 ☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)⑧ ☐ 家族滞在 在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日☐ 卒業した ☐ 卒業していない

日本国の小学校の卒業の有無等 小学校名

所 在 地 都・道・府・県

日本国の中学校の卒業の有無等 ☐ 卒業した ☐ 卒業していない

中学校名

所 在 地 都・道・府・県

日本国の高等学校の卒業の有無等 ☐ 卒業した ☐ 卒業していない

高等学校名

所 在 地 都・道・府・県

日本国で就労する意思の有無 ☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)⑨ ☐ 上記以外の在留資格(留学等) 在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

【7生徒の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について】

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。)

生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

① ☐ 「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。

※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。

② ☐ 「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。③ ☐ 「在留カードの写し(コピー)」を添付します。④ ☐ 以下に該当するため、①～③のいずれの書類も添付しません。

以下のすべてに該当

- ・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者
- ・国籍が「日本国以外」
- ・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」

かつ

以下のいずれかに該当

- ・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合
- ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合
- ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校、中学校及び高等学校等を卒業していない場合

等

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤～⑦の□にレ印を付けてください。)

- ・6(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた
- ・6(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた

⑤ ☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。⑥ ☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。⑦ ☐ 「日本国の高等学校等の卒業証書の写し(コピー)又は卒業証明書」を添付します。

記入上の注意

1 【2. 対象となる生徒について】の欄は、次により記入してください。

- (1) 基準日現在に通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- (2) 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程の専攻科をいいます。
「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（専攻科）」、「②中等教育学校（専攻科）」の別を記入してください。

2 【4. 生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次により記入してください。

- (1) 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- (2) 【4. 生計維持者の収入等の状況について】アの①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- (3) 【4. 生計維持者の収入等の状況について】アの②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
アの②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を提出できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、アの③又は④のうちいずれか該当するものを選択してください。
- (4) 【4. 生計維持者の収入等の状況について】アの③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書（様式第4号））を添付してください。
（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- (5) 【4. 生計維持者の収入等の状況について】イに該当する方のうち、専攻科支援金申請・届出の際に控除対象配偶者の課税証明書等を添付しなかった場合は、控除対象配偶者1名分の課税証明書等を添付し、『控除対象配偶者課税証明書等提出』の口欄にレ印を付けてください。
- (6) 【4. 生計維持者の収入等の状況について】イのうち、『省略課税証明書等担当者確認欄』は、既に提出されている課税証明書等を確認の上、**審査担当者**が押印してください。
- (7) 【4. 生計維持者の収入等の状況について】②の内容は必ず確認し、該当する場合は記載もれのないようにしてください。
- (8) 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は、当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

3 【6. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次により記入してください。

- (1) 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいい、「高等学校」は「日本の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年又は専修学校の高等課程（修学年限が三年以上のものに限る。）」をいいます。
- (2) 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校専攻科の修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等専攻科の修了後、直ちに就労をするものに限りません。

留意事項

- 1 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、給付金の受給資格はありません。
- 2 基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる生徒であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く。）が措置されている場合は、給付金を受給できません。
- 3 申請者又は対象となる生徒が、この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する給付金の給付を受けている場合は、給付金を受給できません。
- 4 給付の回数は、1人の生徒につき、年1回通算2回（専攻科で定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とします。
- 5 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 6 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請をすでにしている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。

[illegible]

8 年 月 日

学 校 名	北海道美唄聖華高等学校								
課程・学年	全日制			年					
生徒等氏名									
申請者氏名									
	〒		-						
申請者住所									
※右詰めで記入し、市外局番も必ず記入してください。ハイフン（-）は不要です。									
申 請 者 電 話 番 号									

記

振 込 先	金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協・漁協 労働金庫		本店 支店 支所		預金種目		口座番号						
	コード		金融機関コード		店番号		普通・当座		※右詰めで記入し、空欄は0を記入してください。						
	口座名義（漢字）					口座名義（フリガナ） ※姓と名の間は1マス空け、濁点等も1字として記入してください。									

1 口座名義は、申請者本人の口座に限ります。
2 預金種目は、普通預金又は当座預金に限ります。（貯蓄預金、定期預金は振込できません。）
3 口座番号等は、通帳等をよく確認して記入してください。
4 金融機関コードが不明の場合は、空欄としてください。その他は必ず記入してください。
5 振込先がゆうちょ銀行の場合は、通帳の表紙の裏面に印字されている
「預金者名」、
「…他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、
次の内容をご指定ください。
【店名】 【店番】 【預金種目】 【口座番号】」
などが記載されている部分からその内容を記入してください。
なお、通帳に記載がない場合は、郵便局に持参し印字を依頼してください。

6 名義変更等で振込先の内容が変わった際には、再提出してください。
7 道立高等学校（専攻科含む）にあつては、所管の教育局長あて提出してください。